

令和7年3月25日

令和7年春の全国交通安全運動の実施について

関東運輸局では、令和7年4月6日（日）から同月15日（火）までの10日間、春の全国交通安全運動を実施します。

この運動は、政府の中央交通安全対策会議交通対策本部が決定した「令和7年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき定められた「令和7年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画（令和7年2月20日付）」により、自動車交通及び鉄軌道交通、海上交通関係者に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため実施します。

今回、関東運輸局においては、以下の事項について取り組むこととします。

○交通事故死亡ゼロを目指す日

- ・ 令和7年4月10日（木）

○全国重点事項

- （1）こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- （2）歩行者優先意識の徹底とながら運転の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- （3）自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

実施項目

（1）自動車輸送関係

- ① 自動車運送事業者の交通安全運動の推進
- ② 事業用自動車等の安全運行の確保
- ③ 車両の安全対策の推進
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 事業用自動車の事故等の情報の提供
- ⑥ 広報活動の推進

（2）鉄軌道交通関係

- ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
- ② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
- ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底

- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
- ⑤ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
- ⑥ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進
- ⑦ 本運動期間中の４月１０日（木）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意するとともに、交通安全意識の高揚を図るため、車内放送及び広報誌等を通じ、また、車両、駅、停留場、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知

（３）海上交通関係

- ① 小型船舶乗船者のライフジャケット着用義務の周知徹底
（平成 30 年 2 月に原則としてすべての乗船者に対して義務化）
- ② 小型船舶を使用する旅客輸送事業者の安全意識の向上

○期間中に運輸支局が行う主な指導等
車両に関する街頭検査の実施

以 上

[問い合わせ先]

関東運輸局総務部安全防災・危機管理課

担当：藤田・石毛

電 話 ０４５－２１１－７２６９

F A X ０４５－６８１－３３２８